

郡山市子ども・子育て会議意見交換会 会議録

【日時】

平成29年10月19日（木）午後1時30分～午後3時30分

【場所】

郡山市こども総合支援センター（ニコニコこども館）3階 研修室

【次第】

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 議事
 - (1) (仮称) 郡山市子どもに関する条例素案について
 - (2) 郡山市公共施設等総合管理計画個別計画（案）について
 - (3) その他
- 4 その他
- 5 閉会

【出席委員】

10名（敬称略）

滝田 良子、吾妻 利雄、大和田 新、加藤 友和、菅野 哲哉、佐藤 広美、千葉 益弘、
保住 キミ、増子 静江、安田 洋子

【欠席委員】

10名（敬称略）

平栗 裕治、遠藤 重子、大川原 順一、太神 和廣、亀井 浩一、今野 静、隅越 誠、福内 浩明、
峯 淳子、柳沼 雅俊

【同席者】

平石 典生 弁護士

【事務局職員】

18名

こども部：佐久間 信博（部長）、伊藤 綾子（次長）、鈴木 弘幸（学校教育部次長兼
こども部次長）、塚原 馨（次長兼こども未来課長）
こども未来課：遠藤 尚孝（主幹兼課長補佐）、石田 佐和子（こども企画係長）、木村 祥一
（こども企画係主査）、安藤 貴志（青少年・放課後児童育成係主事）
こども支援課：滝田 昌宏（課長）、穴戸 美恵子（課長補佐）、佐藤 昭一（主任主査兼
子育て支援係長）、柳沼 洋史（主任主査兼こども家庭相談センター所長）、
山田 てるみ（主任技査兼母子保健係長）
こども育成課：石澤 哲夫（課長）、渡辺 玲子（主幹兼課長補佐）、片平 力也（課長補佐）、
佐久間 由三子（主任主査兼保育認定係長）、結城弘勝（主任主査兼保育事業
支援係長）

【配布資料】

- ・資料1 (仮称) 郡山市子どもに関する条例素案について
- ・参考資料 (仮称) 郡山市子どもに関する条例制定に係る提言書
- ・参考資料 他自治体の条例名称事例
- ・資料2 公共施設等総合管理計画 個別計画(案)

1 開会

(遠藤主幹)

定刻となったので、ただいまより「郡山市子ども・子育て会議意見交換会」を開催する。

2 会長あいさつ

【滝田会長から以下のとおりあいさつがある。】

- ・子どもを取り巻く問題は多様化しており、個々で問題解決することは難しいが、私たちが力を合わせることで、解決の糸口が見つかると考えている。
- ・市民の中にも、子育てを少しでも手伝いたいと思っても、そのやり方、自分の役割を知らずに過ごしている方も多いと思うが、それらを周知することもこの会議の役割である。

【法曹の見地から御意見をいただくために、平石典生弁護士にも御同席いただいていることを説明し、一言あいさつをいただく。】

3 議事

【議事の前に、事務局：木村主査から本日使用する資料の確認がある】

【傍聴希望者が5名おり、郡山市附属機関等の会議の公開に関する要領の規定では会長が許可することとなっていることから、滝田会長にお諮りし許可を得る】

<傍聴者が入室する。>

(遠藤主幹)

それでは「議事」に移るが、以降の会議の進行については、郡山市子ども・子育て会議条例第5条第1項の規定により、滝田会長に議長をお願いする。

(滝田会長)

それでは、議長を務めさせていただく。

早速だが、「(1)(仮称)郡山市子どもに関する条例素案について」事務局から説明願う。

【事務局：木村主査から、資料1及び参考資料に沿って説明がある】

(滝田会長)

ただいまの事務局からの説明について、質問や意見はあるか？

(菅野委員)

児童の権利には、文化的・芸術的な活動に参加していく権利もあると考えている。

権利保障と子育て支援施策を柱とするならば、セーフティネットは当然重要だと思うが、どの子どもにも文化的・芸術的な活動への参画を保障していくことも大切である。

人間性の育成の観点から、心豊かに育つような施策も必要だと思うので、その視点を明確にしてもらえるとなお良い。

また、第20条で意見表明について規定されており、その解説に「自分の意見が反映されることで地域社会の一員であることを実感でき、郡山に愛着が湧き、郷土愛の育成につながる」とあるが、これは非常に素晴らしいことである。

福島県においては、優秀な人材が外に出て行ってしまい戻ってこない状況が見られる。

他の自治体ではNPOと連携し、子ども地元に戻ってくるための取組が行われているので、そのあたりも何か文言で示せればと思う。

(滝田会長)

今回の資料は最終案ではないので、これから修正が加わることもある。

本素案を読むと、子どもが主体的に活動することに力を入れる内容だが、菅野委員からの意見を検討材料とするということによいか。

(事務局：木村主査)

検討材料とさせていただきたい。

(安田委員)

第3条第2項に「障害等の有無にかかわらず」との記述があるが、障害のある子どもを持つ保護者の立場からするとデリケートな問題である。

この条文は、全ての子どもの人権を尊重するという趣旨なので、この記述が無くとも十分意味が通じると思われる。

また、他市の条例を見ると、子どもの権利にはどのようなものがあるのかが示されている。

この素案にも随所に子どもの権利に関することが含まれているが、個別具体的に表現されている文言がないことから、「子どもの人権はこういうものである」ということを伝え広めていくことが大切である。

(事務局：塚原次長)

1点目の「障害等の有無にかかわらず」の部分については、第3条第2項の趣旨を説明するにあたり不可欠なものではないと考えられる。

また、第11条で「障がいのある子どもへの支援」を特出しで規定していることから、委員の仰るとおり、この記述が無くとも条文の趣旨は変わらないので、再考させていただきたい。

2点目の「子どもの持つ個別の権利の規定」については、第1条中に記載のある「児童の権利に関する条約」に子どもが本来持っている権利について謳われており、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利を4つの柱としている。

さらに、昨年、児童福祉法が改正され、法律の原理の部分に「児童の権利に関する条約の精神にのっとり」と明記され、児童の福祉そのものが条約の精神にのっとりすることとなったことから、本条例において、条約と同類の定義を重ねることはせず、解説において条約の説明をしていくこととしている。

(安田委員)

定義を重ねることになってしまうが、この条例が市民の目に触れたときに条約に規定されている4つの柱を理解できるかが疑問である。

(大和田委員)

この条例制定は、社会の理解、特に教育現場での理解が非常に重要になってくる。

この条例をどのように市民に、社会に、教育現場に浸透させていくかが課題であり、一番大事なことだと考える。

(事務局：木村主査)

委員の仰るとおり、条例を制定しただけでは意味がなく、それを社会に浸透させていくことが重要であると事務局も認識している。

第 21 条の解説にも記載しているが、市の広報紙やウェブサイト、報道機関、SNS 等を活用して広く周知していきたい。

また、有識者による子どもの人権に関する講演会など、社会に浸透させるための取組などにも力を入れていきたい。

(事務局：鈴木次長)

教育委員会としても、教員への研修や総合教育支援センターでの個々の相談など、条例制定前から取り組んでいるが、条例制定をきっかけに更に力を入れていきたい。

(保任委員)

かなり検討を重ねて作られた条例であることが伺えるが、安田委員が仰ったように4つの柱は、一般市民からすると馴染みがないことから、説明を割愛せず条約との重複になっても前面に出していくべきだと考える。

(事務局：塚原次長)

子どもの権利に関する条例という名称のものは、児童福祉法改正前に制定され、子どもの権利について逐条立てて定義しているものが多い。

第1条の目的の中で明示するなど、子どもの権利の明示については、次回までに検討させていただきたい。

(滝田会長)

平石先生から御意見を頂戴したい。

(平石弁護士)

子どもの権利を明示すべきとの意見があったが、国民の基本的人権は憲法で保障されており、これは子どもを含む全ての国民が基本的人権を享受できる主体となっていることから、あえて郡山市の条例で明示することは必然ではない。

また、基本的人権には自由権と受益権の2つがあり、この条例は子どもの人権を守るために協力し支援するといった内容なので、受益権の意味合いが強い。

施策を行うためには財政的裏付けが必要になり、それは国の経済や国民の動向によって変わることから、市が施策の方向性を柔軟に運用できるような余地を残す必要があるため、本素案は全体的に抽象的な表現になっていると考える。

子どもの人権については条約や憲法で明記されていること、受益権については財政的裏付けが必要なので、あまり行政を縛るような定め方ができないという観点から、抽象的な定め方にならざるを得ないが、条文にある「必要な支援」とは何かという点については、市民等がその時の必要性に応じて議論すべきであり、行政として大きな施策の方向性を定めていると言える。

なお、本条例では、市民が行うことについては「努めるものとする」という文言を使用し努力目標を定め、市が実施する施策については「講ずるものとする」や「行うものとする」という義務付けの度合いが強い文言を使用している。

「郡山市は、この条例で必要な支援を積極的に実施していく」という意思表示をすることと

なるため、個別の支援制度における限界事例が生じた場合、条例を定めていない他自治体に比べて、より子どもの権利を考慮した判断をする「解釈の指針」となる。

(滝田会長)

本日の委員からの意見について、事務局には検討してもらいたい。

続いて「(2)郡山市公共施設等総合管理計画個別計画(案)について」事務局から説明願う。

【事務局：石田係長、片平補佐、穴戸補佐、安藤主事から、資料2に沿って説明がある】

(滝田会長)

ただいま事務局から説明について、質問や意見はあるか？

(千葉委員)

保育所 25ヶ所が民間活用という判断になっているが、勤務している保育士をどのように取り扱うのか。

条例素案には「生きいきとした子どもを育てる」という話があったが、民間活用となると優秀な子どもが市外に流出してしまうおそれがあると思うがどうか。

(事務局：片平補佐)

この判断は、施設仕分けに沿った機械的な判断であり、今後の保育所のあり方については、本会議等における検討を経て考えていきたい。

(千葉委員)

必ずしも民間活用になるわけではないということか。

(事務局：佐久間部長)

この施設仕分けは、同類の事業を民間でも行っていれば、自動的に「民間活用」と機械的に判断されてしまうものである。

これによって民間活用すると決まるものではない。

(吾妻委員)

民間保育所では、公立保育所に匹敵するだけの保育士が確保されていない状況があることから、見直しの必要性を感じる。

また、郡山市には障がいのある子どもを保育する明確な施設が無いことから、行政がやるべき保育と民間が担うべき保育を整理し、不足している施設の検討については、今回の仕分けに併せて実施する必要があると感じる。

(増子委員)

小中学校、保育所、児童クラブに言えることだが、施設の整備とともに、子どもたちに寄り添い、豊かな心が育つような保育・教育環境を整えていくことも重要であると感じる。

(事務局：塚原次長)

委員の仰るとおり、子どもとのふれあいは生身の人間同士の接し方が一番の基礎であるので、ハード面の整備だけでなく、保育の質等のソフト面の充実も平行して力を入れていきたい。

(安田委員)

私のNPO法人でも学童保育を実施しているが、民間の学童保育への助成に一定の条件があることはやむを得ないが、既に来年度も引き続き利用したいという希望者がいる。

民間の学童保育もしっかりと児童クラブの役割を担って取り組んでいることを認めて、業務委託をしていく方向性について、市として検討していただきたい。

(事務局：塚原次長)

現在、市内 36 校に児童クラブを、7 校に地域子ども教室を設置しており、何も設置されていない小学校が 7 校あるが、環境が整った段階で順次整備を進める方向で考えている。

また、児童が集中している学校の一部では、施設の容積等の関係もあり一定の学年までしか受け入れられていない現状もある。

将来的に児童数の減少が見込まれる中、現在、市直営の児童クラブの設置を進めているが、管理計画の仕分けに沿った機械的な評価では、児童クラブは一律「民間活用」となったこともあり、今後の運営のあり方については民間活力の導入も視野に入れて検討していきたい。

(滝田会長)

改めての確認だが、公共施設においては将来的に維持費の確保等が困難であることから、公共施設の効率的な管理について計画を立て、その第一段階として施設仕分けによる機械的な評価により「民間活用」となった施設もあるが、この仕分けで最終的な方向性が決まるわけではないという認識でよいか。

(事務局：塚原次長)

仰るとおりである。

(滝田会長)

続いて「(3) その他」だが、委員の皆様から何かあるか？

【特になし】

(滝田会長)

事務局から何かあるか？

【特になし】

(滝田会長)

全ての議事が終了したので、議長の職を解かせていただく。

4 その他

(遠藤主幹)

その他について何かあるか？

【事務局：木村主査から、郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの中間見直しについて事務連絡がある。】

5 閉会

(遠藤主幹)

以上をもって、会議を終了する。

以上